2　重要な会計方針	○	○	○	○
3　会計方法の変更	○	○	○	○
4　表示方法の変更	○	○	○	○
5　会計上の見積りの変更	○	×	×	×
6　誤謬の訂正	○	○	○	○
7　貸借対照表関係	○	○	×	×
8　損益計算書関係	○	○	×	×
9　株主資本等変動計算書関係	○	○	○	×
10　税効果会計	○	○	×	×
11　リースにより使用する固定資産	○	○	×	×
12　金融商品関係	○	○	×	×
13　賃貸等不動産関係	○	○	×	×
14　関連当事者との取引	○	○	×	×
15　一株当たり情報	○	○	×	×
16　重要な後発事象	○	○	×	×
17　連結配当規制適用の有無	○	×	×	×
18　その他	○	○	○	○

【凡例】○・・・記載要、×・・・記載不要

別記様式第十七号の二記載要領３中「注９」を「注15」に改め、同様式記載要領６中「以下の要領」を「当該事項の番号に対応してそれぞれ以下に掲げる要領」に改め、同様式記載要領６注２前段を削り、同注後段中「変更」を「事項」に改め、同様式記載要領６注14中「注13」を「注17」に改め、同注を同様式記載要領６注18とし、同様式中記載要領６注13を記載要領６注17とし、同様式記載要領６注10中「(平成18年法務省令第13号)」を削り、「あたつては」を「当たつては」に改め、同注②中「執行役、会計参与又は監査役」を「会計参与、監査役又は執行役」に改め、同注③の次に次のように加える。

「種類」の欄には、会社計算規則第112条第４項各号に掲げる関連当事者の種類を記載する。

別記様式第十七号の二中記載要領６注10を記載要領６注14とし、同注の次に次のように加える。

注15　株式会社が当該事業年度又は当該事業年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合において、当該事業年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して⑴及び⑵に掲げる額を算定したときは、その旨を追加して記載する。

別記様式第十七号の二中記載要領６注９を記載要領６注13とし、記載要領６注４から記載要領６注８までを四ずつ繰り下げ、同様式記載要領６注３⑵中「手形遡及債務」を「手形遡求債務」に改め、同注⑷中「執行役、会計参与又は監査役」を「監査役又は執行役」に改め、同注を同様式記載要領６注７とし、同様式記載要領６注２の次に次のように加える。

注３　一般に公正妥当と認められる会計方針を他の一般に公正妥当と認められる会計方針に変更した場合に、次に掲げる事項を記載する。ただし、重要性の乏しい事項は記載を要せず、また、会計監査人設置会社以外の株式会社及び持分会社にあつては、④ロ及びハに掲げる事項を省略することができる。

①　当該会計方針の変更の内容

②　当該会計方針の変更の理由

③　会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第２条第３項第59号に規定する遡及適用（以下単に「遡及適用」という。）をした場合には、当該事業年度の期首における純資産額に対する影響額

④　当該事業年度より前の事業年度の全部又は一部について遡及適用をしなかつた場合には、次に掲げる事項（当該会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難なときは、ロに掲げる事項を除く。）

イ　貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表の主な項目に対する影響額

ロ　当該事業年度より前の事業年度の全部又は一部について遡及適用をしなかつた理由並びに当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始時期

ハ　当該会計方針の変更が当該事業年度の翌事業年度以降の財産又は損益に影響を及ぼす可能性がある場合であつて、当該影響に関する事項を注記することが適切であるときは、当該事項

注４　一般に公正妥当と認められる表示方法を他の一般に公正妥当と認められる表示方法に変更した場合に、次に掲げる事項を記載する。ただし、重要性の乏しい事項は、記載を要しない。

①　当該表示方法の変更の内容

②　当該表示方法の変更の理由

注５　会計上の見積りの変更をした場合に、次に掲げる事項を記載する。ただし、重要性の乏しい事項は、記載を要しない。

①　当該会計上の見積りの変更の内容

②　当該会計上の見積りの変更の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表の項目に対する影響額

③　当該会計上の見積りの変更が当該事業年度の翌事業年度以降の財産又は損益に影響を及ぼす可能性があるときは、当該影響に関する事項

注６　会社計算規則第２条第３項第64号に規定する誤謬の訂正をした場合に、次に掲げる事項を記載する。ただし、重要性の乏しい事項は、記載を要しない。

①　当該誤謬の内容

②　当該事業年度の期首における純資産額に対する影響額

附　則

(施行期日)

1　この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2　この省令による改正後の建設業法施行規則の規定は、平成二十四年四月一日以後に開始した事業年度に係る決算期に関して作成すべき株主資本等変動計算書及び注記表について適用し、同日前に開始した事業年度に係る決算期に関して作成すべき株主資本等変動計算書及び注記表については、なお従前の例によることができる。